

社会福祉法人 ひじり会

第2ひじり園 ショートステイサービス運営規定

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人ひじり会が開設する第2ひじり園 ショートステイサービス（以下、「事業者」という。）が行うユニット型・地域密着型・サテライト型短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

- 2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 第2ひじり園 ショートステイサービス
- 二 所在地 福岡県久留米市善導寺町飯田1393番地の11

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人（常勤）
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 医師 1人（非常勤・本体施設と兼務）
利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
- 三 生活相談員 1人以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 4人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

- 五 看護職員（看護師もしくは准看護師） 1人以上
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 六 管理栄養士 1人（本体施設と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。
- 七 機能訓練指導員 1人（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または、その減退を防止する為の訓練を行います。
- 八 その他の従業者 1名以上
必要な事務等を行います。

第3章 利用定員と送迎

第5条（利用者の定員）

併設の短期入所生活介護利用定員は、10名とします。（1ユニット）

- 2 空床利用定員は、特別養護老人ホーム 第2ひじり園の定員29名の範囲内の空きベッド数に応じた人員とします。

第6条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、久留米市（善導寺町、田主丸町、大橋町、山本町、北野町）、うきは市（吉井町）とします。

第4章 設備及び備品等

第7条（居室）

居室は、いずれかのユニットに属するものとし、入所者の居室の定員を1名とします。また、居室にベッド・ナースコール等を備品として備えています。

第8条（共同生活室）

いずれかのユニットに属するものとし、それぞれのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むことができます。面積は、2平方メートルにユニットごとの入所定員を乗じて得た面積以上とします。

- 2 事業者は、利用者が利用できる共同生活室を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類等の備品類を備えます。また、利用者が使用できる十分な広さを設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第9条（浴室）

事業者は、ユニットごとに浴室を設け、入所者が使用しやすいようにします。また、一般浴槽の他に特殊浴槽を設けています。

第10条（洗面所及び便所）

事業者は、必要に応じてユニットごとに適当数の洗面所や便所を設けています。

第11条（介護・看護職員室）

事業者は、介護・看護職員室を設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備えます。

第12条（その他の設備）

事業者は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・事務室等を設けています。

第5章 同意と契約

第13条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得たうえで契約を締結します。

第14条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第15条（短期入所生活介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供のうえで留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業員との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

第16条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第17条（短期入所生活介護の内容）

短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

- 一 日常生活上の介護
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談・援助

第18条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう支援します。

- 2 食事の提供は、適切な時間に行うこととします。

第19条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第20条（機能訓練）

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むうえで必要な機能の回復または維持する為の訓練を実施します。

第21条（健康管理）

事業所の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとります。

第22条（その他のサービスの提供）

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為の適切な措置をとります。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

第23条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。また、負担割合に関しては、当該利用者の負担割合証に記載された負担割合によるものとし、

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材費及び調理費用相当額）
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用
 - 六 理美容代
 - 七 その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者またはその家族の同意を得ます。

第24条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第25条（喫煙）

施設は全館禁煙となります。禁煙にご協力いただきます。

第26条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

第27条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全の為、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第28条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、公論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第29条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規定と質の確保

第30条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

第31条（衛生管理等）

施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

第32条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上の為に必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保します。

（個人情報の保護）

- 第33条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第9章 緊急時、非常時の対応

（緊急時等における対応方法）

- 第34条 施設は、入所者に対するサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
 - 4 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

- 第35条 施設は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防署や地域住民と連携して行うよう努める。
 - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防署や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(業務継続計画の策定等)

- 第36条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章 その他

第37条 (地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めます。

第38条 (勤務体制等)

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業者は、従業員の資質向上の為に研修の機会を設けます。

第39条 (記録の整備)

事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完了の日から各事項の定められた管理期間保存するものとします。

第40条 (苦情処理)

事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任する等必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、福岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、福岡県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(掲示)

- 第41条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。また、ウェブサイト(法人のホームページ等、または、情報公表システム上を活用)にも掲載する。

第42条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者の為に、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者の為にあらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第43条（虐待の防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第44条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の態様、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど、適正な取り扱いにより行うものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第45条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、令和2年4月1日から試行します。
令和3年4月1日より一部改正する。
令和6年9月1日より一部改正する。